

中部運輸局自動車交通部

令和5年2月22日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、片岡 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：富士急シティバス 株式会社（取締役社長 井原 一泰）

住所：静岡県沼津市東椎路475番地

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年2月22日 10日車（1両×10日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

令和4年5月15日、静岡県沼津市東椎路の市道2484線において、オートバイと接触し、オートバイの乗員2名が重傷となる事故を惹起したことから、監査を実施したもの。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

(2) 運転基準図を作成していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(3) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 1点
- ・当該事業者の累積違反点数 1点